第 27 回青森県障害者スポーツ大会

陸上競技実施要領

１．招　　集

（１）招集場所

トラック競技：第 1 招集所

フィールド競技：第 2 招集所

（２）招集時刻

招集開始時刻及び招集完了時刻は、次のとおりとする。個人の呼び出しは行わない。

競　技　名	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻 20 分前	競技開始時刻 10 分前
フィールド競技	競技開始時刻 20 分前	競技開始時刻 10 分前

（３）招集方法

選手は出場種目の招集開始時刻が来たら、選手招集場所の掲示板に用意された『出場選手一覧表』に第 1 回目のチェック（自分の番号を〇で囲む）をする。（これは代理人でもよい。）

第 1 回目のチェックを終えた選手は、招集完了 5 分前までに招集所内の控所に集合し、係員による最終点呼を受ける。

その際、招集係にユニフォームのナンバーカードを見せ、確認を受けた上で係員の誘導により競技場に入る。

（４）棄権措置

招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなす。

２．服　　装

各競技には競技服装（ランニングシャツ等）を着用し、その競技服装の上衣には、胸背部にナンバーカードを付けることとする。

３．競技方法

競技は、現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。

トラック競技の走路順又は競技順、フィールド競技の試技順はプログラム記載のとおりとする。

競技終了後の退場については、係員の指示に従うこと。

ア．競走競技

（１）スタートコールは「イングリッシュコール」とする。

（２）50m 競走はスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティングブロックは使用できない。

（３）100m・200m・400m 競走（4×100m リレーを含む）においてはクラウチングスタートをしなくてもよく、また、スターティングブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティングブロックを使用することはできない。

（４）50m、100m、200m、400m、各競走はセパレートレーンで行う。なお、800m 競走は、第 1 曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。

（５）1500m 競走はスタートをオープンとする。

（６）障害区分 24・25 の 50m 競走は音源（電子音のみ）走とし、音源誘導者による音源出しとする。

（７）視覚障害者部門の障害区分 24 に属する者は、競技エリア（トラックの走路）で光を通さないアイマスクを装着しなければならない。

（８）視覚障害者部門の障害区分 24 に属する者の 50m を除く競走競技では、伴走者を認める。ただし、いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。

伴走者を伴う競技者には、1 競技者に 2 レーンを割り当てる。なお、伴走者は競技者が用意するものとする。主催者は用意しない。

（９）視覚障害のある競技者と伴走者は非伸縮性の 50cm 以内の紐などを持ち、スタートからゴールまで離し

てはならない。
（10）トラック競技におけるレーン侵害については、原則として順位に影響を与えた場合において取り上げる。
（11）100m スタート付近の破線箇所をテープで実線にする措置をとる。
（12）車いす競走の走路の幅は 1m25cm とする。
（13）車いすで 100m 以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
（14）50m競走で使用する車いすは日常生活用とし、陸上競技用レーサーや他のスポーツ用車椅子は認めない。
（15）800m・1500m 競走で使用する車いすは陸上競技用レーサーとし、日常生活用は認めない。
（16）前記種目で棄権があった時は、そのレーンを空ける。
（17）トラック競技出場選手が決勝点に到達したら競技役員に各自のナンバーカードを見せ、確認を受ける。
（18）4×100m リレーは男女混合とする。
（19）リレー種目に出場するチームは、招集開始時刻の 60 分前までに、オーダー用紙 1 部を第 1 招集所に提出する。

イ．跳躍競技
（１）走高跳を除き、各競技者は、3 試技により順位を決める。
（２）視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。
（３）立幅跳の踏み切りは、両足同時に踏み切るものとする。
（４）立幅跳での声、音源による援助はしないこととする。声や音声による誘導は走幅跳のみとする。

ウ．投てき競技
（１）各競技者は、3 投により順位を決める。また、試技は 3 回連続して行うものとする。
（２）ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが投げ方は自由である。
（３）ソフトボール投に使用するボールは、日本ソフトボール協会公認の「協会 3 号ボール（ゴム球）」とする。
（４）ジャベリックスローは、やり投の規則に準じ、握りの部分を握り、肩または投げる方の腕の上で投げ、振り回したりしてはならないものとする。
（５）障害区分 24、25 の障害区分に属する者の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音響による援助は認められる。

４．用　　具

靴は運動に適したものを使用すること。
スパイクシューズ使用者はピンの長さを 8㎜ 以内とする。また建物内では必ずスパイクを脱ぎ、使用に関する管理は自己の責任で行うこととする。

５．その他

競技エリアへは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、大会運営・情報支援ボランティア及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。ただし、サイド・バックスタンドとトラックの間にある芝生エリアは観覧可とする。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

フライングディスク競技実施要領

１．招　　集

（１）招集場所　　青森県総合運動公園　補助競技場内　招集所

（２）招集時刻　　招集開始時刻及び招集完了時刻は、次のとおりとする。個人の呼び出しは行わない。

招集開始時刻	招集完了時刻
競技開始時刻 20 分前	競技開始時刻 10 分前

（３）招集方法　　選手は出場種目の招集開始時刻がきたら、選手招集所受付で係にゼッケンと名前を告げ、確認を受けた上でサイト毎に用意している椅子に競技順で座り待機する。

（４）棄権措置　　招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなす。

２．服　　装

競技をするうえで支障のないものを着用し、上衣の胸背部にはゼッケンを付ける。

３．競技方法

競技は、現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。

（１）ディスリート 5 では、スローイングラインの中央よりアキュラシーゴールまでの距離を 5m とする。

（２）ディスリート 7 では、スローイングラインの中央よりアキュラシーゴールまでの距離を 7m とする。

（３）的は、直径 0.915m の円形で地上から 0.61m とする。

（４）競技は、年齢区分・障害区分・男女の別を設けず行う。

（５）予選は行わず各組ごと 1 回の決勝とする。

（６）競技はすべて競技役員の指示により進行する。

（７）競技は主催者が用意した公式用具により行う。

４．競技規則

（１）連続 10 投として、得点は的を通過した回数の合計とする。

（２）スローイング方法は自由とする。

（３）競技上有利となる用具の使用は認めない。

（４）プレイヤーが視覚障害者の場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方 3m の距離から何らかの音源でスローイングの方向を知らせることができる。

（５）得点が同じであった場合は、10 投の通過過程において、第 1 得点を先に取得した者が上位となる。
第 1 得点が同じであれば第 2、第 3…となる。
得点及び通過過程も同じであった場合は、上位 3 位の決定にあたっては 3 投の再スローイングによって順位を決定し、その他の者については同順位とする。

（６）プレイヤーはスローイングラインの上部又は外部の地面に触れた場合は無効とする。

（７）無効となったスローイングは 1 投として数えますが、ディスクが通過しても得点とはならない。

（８）競技時間は 1 投目のディスクを受け取ってから 5 分とする。

（９）ディスクとゴールは主催者側で用意する。

（10）視覚障害者用にスローイング方向が分かるように、補助具（スローイングアシストライン）を設置する。

５．その他

（１）大会当日の練習は定められた場所で安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。

（２）練習用ディスクは、主催者が用意する。

（３）競技場内へは、選手、介助員、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、大会運営・情報支援ボランティ

ア及び報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
（４）選手に介助が必要な場合は、招集開始時刻に選手と一緒に招集所受付で申込むことにより、介助員として競技場内の付添を行うことができる。
（５）原則として、雨天であっても競技実施とするため、雨具等は各自で準備するものとする。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

水泳競技実施要領

１．開催期日

2019 年 9 月 8 日（日）

２．開催会場

新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）　プール
〒039-3505　青森市宮田高瀬 22-2　TEL：017-737-0601

３．招　　集

（１）招集場所　　招集は屋内のプールで行うので招集係の指示に従うこと。
（２）招集時刻　　招集は受付終了時刻とし、招集に遅れた者は棄権とみなす。
（３）選手紹介
　①競技前の選手紹介の際は、椅子から立つものとする。
　②車椅子の選手については、片手を上げるものとする。
（４）そ の 他
　①視覚障害者や下肢障害者など水泳救助員の補助を要する者は招集時に申し出ること。
　②ゼッケンは当日配布する。

４．競技方法

（１）予選は行わず、各組ごと 1 回の決勝とする。
（２）参加者の少ない障害区分または年齢区分は、他の区分と同時に競技する場合がある。
（３）スタートコールは「イングリッシュコール」とする。
（４）水中スタートしなくてはいけない障害区分（8、9、11、13、14、15、17、18、19、22）がある。また、全ての競技者が水中スタートを選択することができる。
（５）競技中は自由形のみプールの底に立つことを認めるが、水底を歩き、もしくは水底をけって競技を続けた場合は失格となる。また、すべての泳法で競技中レーンロープを引っ張ってはならない。
（６）障害区分 23 の者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。
（７）200m リレーおよび 200m メドレーリレーに出場するリレーメンバーは、男女混合となるように編成されていなければならない。
（８）リレー種目に出場するチーム（メドレーリレーを除く）は、招集開始時刻の 60 分前までに、オーダー用紙 1 部を招集所に提出すること。

５．競技会場

（１）プールサイドは滑りやすいので、事故等に十分注意すること。
（２）競技進行上、プールへの入場を制限することがある。
（３）観覧者会場へ土足で入ることは厳禁とする。
（４）プールサイドでの競技進行を妨げる応援は禁止する。

６．そ の 他

（１）アップ及びスタート練習の時間を設ける。係員の指示に従って練習すること。
（２）リレーのエントリーは事前に定められた日まで申し込んだチームのみ出場することが出来る。当日のエントリーは認めない。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

アーチェリー競技実施要領

１．開催期日

2019 年 9 月 8 日（日）

２．開催会場

新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）　アーチェリー場
〒039-3505　青森市宮田高瀬 22-2　TEL：017-737-0601

３．招　　集

招集時刻は競技開始 10 分前完了とし、招集に遅れた者は棄権とみなす。

４．服装

競技をするうえで支障のないものを着用し、上衣の胸背部にはゼッケンを付ける。

５．競技方法

競技は、現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。

（１）種別は肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、内部障害者の 5 種別とする。

（２）男女別に下記のとおりの競技を実施する。

a. 50m･30m ラウンド
b. 30m ダブルラウンド
c. 20m ダブルラウンド
d. 10m ダブルラウンド

（３）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

（４）リカーブ部門コンパウンド部門ともに男女別で組み合わせをする。

６．その他

（１）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

（３）荒天時や不測の事態が生じた場合の取り扱いは、主催者において別途決定する。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

卓球競技実施要領

１．開催期日

2019 年 9 月 8 日（日）

２．開催会場

新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）　サブアリーナ
〒039-3505　青森市宮田高瀬 22-2　TEL：017-737-0601

３．招　　集

（１）招集場所　　新青森県総合運動公園　サブアリーナ
（２）招集時刻　　時刻は開始式開始 10 分前完了とし、招集に遅れた者は棄権とみなす。

４．服装

（１）競技をするうえで支障のないものを着用する。特に上衣は白色の面積が少ないものが好ましい（試合球と同色のため)。また、ゼッケンは 1 枚を競技用ユニフォームの背部に付け、もう 1 枚を競技用ユニフォーム以外の上衣（ジャージ等の上着）の背部に付ける。
（２）松葉杖等を使用する者は、特に支障のない限り接触面にあてがうカバー等をあらかじめ用意するように努めること。

５．競技方法

競技は現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。
（１）試合は 1 ゲーム 11 ポイントの 5 ゲームマッチ・サービス 2 本交替とし、3 ゲーム先取勝ちとする。
（２）タイムアウト制は適用しない。
（３）一般卓球の試合球は、JTTA 公認プラスチック球（40㎜ ホワイト）を使用する。
（４）サウンドテーブルテニスのテーブル及び試合球は競技規則のとおりとする。
（５）試合はトーナメント方式で行う(但し参加人数によってリーグ戦方式とする区分もある。)。
（６）1 区分の出場者が 1 人の場合は、障害区分の近い区分と組み合わせて参考試合を行う。

６．そ の 他

（１）視覚障害区分はアイマスク装着の有無で出場競技をわける。
　　アイマスク有りは STT に、アイマスク無しは一般卓球に出場とする。
（２）台にフリーハンドがさわっても失点とはならない。ただし、故意に触れたり動かしたりした場合は反則とする。
（３）通常のサーブが困難な選手に限り、監督の申し出があった時にボールを台に一度落としてから打つことを認める。この場合、ラケットの面を下に向けて強く打つことは禁止する。
（４）知的障害等が原因と認められる試合の中断があった場合、1 つのマッチでの中断時間は最大 10 分とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介護者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり選手に触れることができる。
（５）当日欠席が出た場合、リーグ戦については組合せを変更することがある。その場合は監督または本人に連絡を行う。
（６）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
（７）表彰式は、障害区分別及び年齢区分別に、競技終了後順次行う。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

ボウリング競技実施要領

１．開催期日

2019 年 9 月 22 日(日)

２．開催会場

アオモリボウル
〒030-0803　青森市安方 1-9-15　TEL：017-722-8131
※受付は 9 時 30 分から、アオモリボウル 2 階フロント前

３．服装

（１）服装は、ボウリング競技をするうえで支障のないものを着用すること。
（２）ソックスを必ず着用すること。
（３）ゼッケンは、主催者が交付したものを胸背部に付ける。

４．競技方法

競技は、現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。
（１）2 ゲームトータル・デュアルレーン方式を使用し、スクラッチ(ハンディなし)とする。
（２）年齢区分別、男女別に順位を決定する。
（３）ファウルについては、ファウル審判員が警告又は宣告する。
（４）隣り合ったレーンで、同時に投球体勢に入った場合は右側レーンの選手優先を厳守すること。
（５）投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う 2 つのレーンで行う。
（６）競技の運営・進行については、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行うこと。

５．その他

（１）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
（２）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。
（３）競技に使用するボールは、会場のボールもしくはマイボールとする。
（４）ボウリングシューズは会場の貸しシューズ（300 円）もしくはマイシューズとする。マイシューズ使用者は、必ず当日受付時に申告すること。
（５）ゲーム代と貸しシューズ代として一人1,100円を当日の受付で徴収する。ボウリング用マイシューズを使用する者はゲーム代のみで一人800円とする。

第27回青森県障害者スポーツ大会

ソフトボール競技実施要領

１．開催期日

2019年9月1日(日)

２．開催会場

青森市屋内グラウンド（盛運輸サンドーム）
〒030-0843　青森市大字浜田字豊田123-6　TEL：017-729-3106

３．チーム構成

監督1名、コーチ2名以内、選手9名以上15名以内（男女は問わない。）とする。

４．競技方法

競技は、現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。

（１）リーグ方式とする。
（２）ファーストピッチにより行う。
（３）5イニング制とし、試合開始後60分を経過した後は、新しいイニングに入らない。
（４）同点の場合は、最終出場選手9人の抽選によって勝敗を決する。
（５）3回終了以降10点以上の差で得点差コールドゲームとする。また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断された場合は、3回以上の回の終了をもってコールドゲームとする。
（６）本塁から投手板までの距離は13.11mとする。
（７）ホームランラインは61mとし、ノーバウンドでラインを越えた場合をホームラン、バウンドしてラインを越えた場合はツーベースヒットとする。
（８）試合球は3号球ゴム製とし、主催者が用意する。
（９）振り逃げ、スクイズ、パスボールは適用しない。
(10) 指名選手、リエントリーを採用する。
(11) ダブルベースを使用する。
(12) 盗塁が行われた時、該当する走者はアウトとする。
(13) 攻撃側の打ち合わせは、1イニング中一度限りとする。
(14) 守備側の打ち合わせは、1 試合に二度行うことができる。規定回数を超えて打ち合わせを行うと、投手は交代しなければならず、その試合では再び投手として登板することはできなくなり、不正投手となる。
(15) 大会実行委員会が定める青森市屋内グラウンド特別ルールを適用する。

５．その他

（１）金属製のスパイクは禁止する。
（２）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
（３）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。
（４）不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会
青森市屋内グラウンド　盛運輸サンドーム　特別ルールについて

【↓番号は、競技場内略図の番号】

① 外ネットフェンスに、飛球（フライ）が当たった場合、捕球してもファウルボール（ボールデッド）とする。

②・③ ネットフェンスに飛球（フライ）が当たり、返ってきた打球を捕球してもフリー（インプレイ）とする。

③ 吊りワイヤーと天井部に空間が有り、飛球が通過し、隣のエリアに入った場合ホームランとする。

④ ベンチは競技場内にあり、送球が入った場合は、ボールデッド。占めていた塁から 2 個の進塁（エンタイトルツーベース）。

⑤ 天井部に飛球が当たり、落下中の球（フライ）を捕球した場合はアウト。

捕球出来ず

〇ボールにも触れない場合は、ボールが止まった地点がフェアゾーンかファウルゾーンかで決める。

〇ボールが止まる前に選手が触れた場合、その場所がフェアゾーンかファウルゾーンかで決める。

〇塁間を越えてファウルゾーンで止まった場合はフェア。

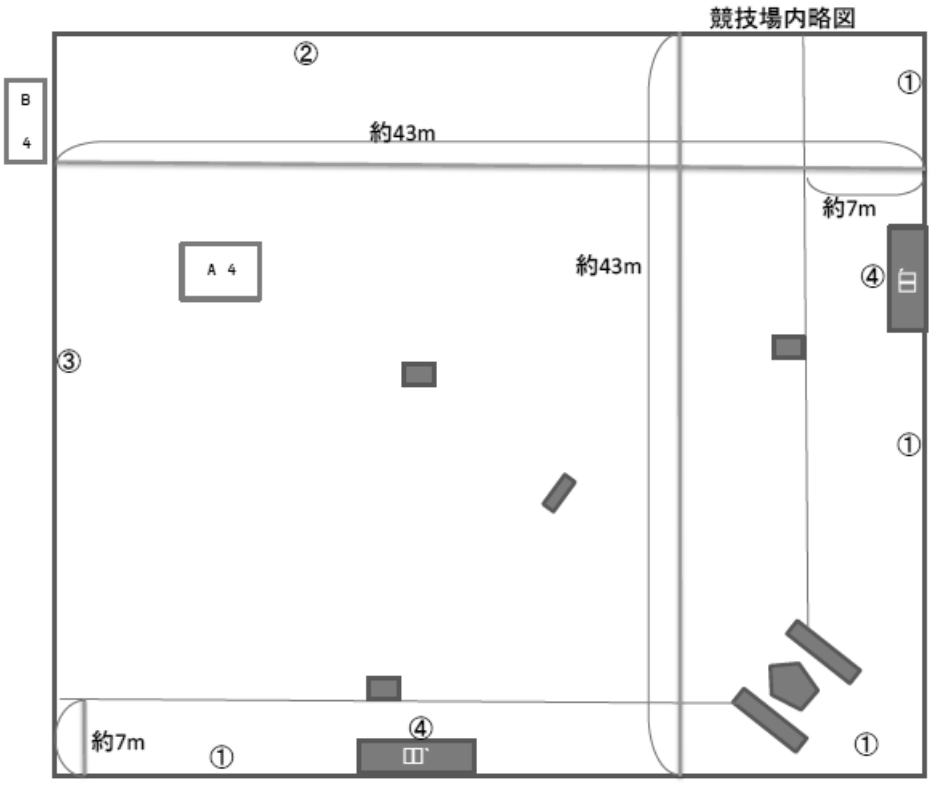

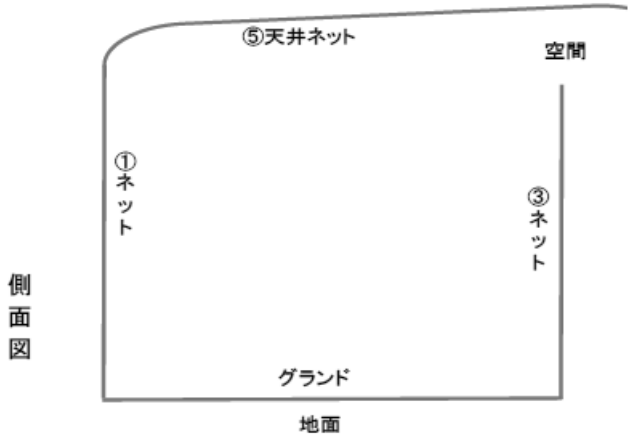

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

バレーボール競技実施要領

１．開催期日

2019 年 9 月 8 日（日）

２．開催会場

新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）　メインアリーナ
〒039-3505　青森市大字宮田字高瀬 22-2　TEL：017-737-0601

３．競技方法

競技は現行の『全国障害者スポーツ大会競技規則集』に準ずる。

（１）トーナメント方式とする。

（２）試合毎の登録選手は 6 名以上 12 名以内、チームスタッフは 3 名以内とする。ただし、申込時は選手を最大 20 名までエントリーできる。

（３）競技終了後に表彰式を行う。

（４）プロトコール制を採用する。プロトコールは、平成 31 年度（公財）日本バレーボール協会 6 人制競技規則に準拠し 11 分で行う。但し、出場チームが連続して試合を行う場合は、前試合終了 20 分後にプロトコールを開始する。この時間は両チーム同意の下、短縮することが出来る。

（５）詳細については別紙「第 27 回青森県障害者スポーツ大会バレーボール競技規則」を参照。

４．そ の 他

（１）開始式は行わず、表彰式は競技終了後に競技会場で行う。

（２）健康・安全管理
大会参加にあたっては、事前に医師の診察を受けるなど、自己の責任において健康及び安全に十分留意すること。なお、主催者においては応急処置を行う以外、一切責任を負わないものとする。

（３）昼食及び練習球は各チームが用意すること。

（４）当日練習会場は用意していないため、空きスペースを利用して練習すること。

第27回青森県障害者スポーツ大会バレーボール競技規則

本競技は平成31年度（公財）日本バレーボール協会6人制競技規則に準拠する。
また、青森県障害者スポーツ大会バレーボール競技特別ルールを設ける。
但し決勝戦については、全国障害者スポーツ大会バレーボール競技規則に準拠する。

第１条　チーム

１．チーム構成は監督１名、コーチ１名、マネージャー１名及び選手12名以内とする。
２．男女混合でチームを構成する。

第２条　競技方法

１．競技はトーナメント方式とし、3位決定戦は実施しない。ただし、出場チーム数により競技形式を変更する場合がある。組み合わせは、主催者において代理抽選を行い決定する。
２．コートは18m×9mの広さを持つ長方形とする。
３．ネットの高さは2m24cmとする。
４．試合球は日本ソフトバレーボール連盟公認球のソフトバレーボール球・糸巻きタイプ（モルテン製円周78±1cm、重量210±10g）とし、主催者が用意する。
５．全試合は3セットマッチとし、2セットを先取したチームを勝ちとする。
６．1セット15点のラリーポイント制とする。なお、得点が「14対14」の同点になった場合、それ以降は2点リードしたチームをそのセットの勝者とする。
７．第3セットは、15点制で行い、コートチェンジはいずれかのチームが8点を先取したときに行う。
８．試合中は少なくとも1名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。
９．試合はワン・ボールシステムで行う。
10．それぞれのチームには、1セットにつき最大2回のタイムアウトと、6回の競技者の交代が認められる。（監督者あるいはゲームキャプテンのみが要求できる）交代の際には、6人制競技規則に基づいた交代の方法を取る。
11．スターティング・ラインアップの競技者は交代によりコートを離れても、1セットにつき一度だけスターティング・ラインアップの元のポジションに戻ることができる。
12．タイムアウトは1セットにつき2回（1回30秒）取ることができる。
13．例外的な交代として、負傷した競技者の代わりに、その時点でコート上にいないいずれかの競技者と交代ができる。
　交代後も必ず女性選手が1名以上出場していなければならず、不可能な場合にはその時点でゲーム終了とし、そのセットより無効となり不戦敗とする。
14．サービスの実行
（１）主審がサービス許可の吹笛後8秒以内にボールを打たなければならない。
（２）サーバーはエンドラインの後方、かつサイドライン延長線の内側で打たなければならない。その際にエンドラインを踏んではならない。
（３）　サービスはボールがトスされたか手から離された後、片方の手または腕で打つ。（片方の手の平に置いたままのボールをもう片方の手で打つことはできない）

（４）サーバーがボールをヒットするまでは、ローテーション・オーダーに従って位置し、ヒット後ボールが手から離れた瞬間から自由に移動してプレイすることができる。
15．サービスを直接アタックもしくはブロックして相手コートに返すことはできない。
16．リベロプレーヤーの登録は、チームで決めても良い。登録する場合は、リベロプレーヤーは他の競技者と区別できる色のユニフォーム（もしくはビブス）を着用すること。

第３条　服装

１．チームユニフォームは統一したものを着用し、背番号がはっきり見えるようにすること。なお、背番号は1番から12番までが望ましい。
２．背番号は、ビブス等の着用による代用も認めるが、選手の背番号は固定とする。
３．チームキャプテンは胸のナンバーの下にマーク（横線）を付けなければならない。

第４条　監督、コーチ、キャプテン

１．競技中断中の時、ゲームキャプテンだけが審判に対して話すことができる。
２．監督はベンチの記録係席に最も近い位置に座る。ただし、下記の通り一時的にベンチを離れても良い。
３．監督は試合を妨害あるいは遅延しない限りアタック･ラインの延長線からウォームアップ・エリアまでのフリー・ゾーンの範囲では、立ったまま、あるいは歩きながら指示を与えることができる。
４．コーチはベンチに座るが、試合に介入することはできない。
５．監督、コーチ、マネージャーは左胸部に規定のマークをつけること。

第５条　決勝戦

１．試合は 3 セットマッチとし、2 セット先取したチームを勝ちとする。
２．各セット 25 点のラリーポイント制とする。
なお、得点が「24 対 24」の同点になった場合、それ以降は 2 点リードしたチームがそのセットの勝者とする。
３．第 3 セットは 25 点制で行い、コートチェンジはいずれかのチームが 13 点を先取したときに行う。
４．その他、第 2 条の競技方法と同じ。

第６条　出場権

この大会に優勝したチームは、次年度全国障害者スポーツ大会 北海道・東北ブロック予選大会への出場権を得る。ただし、優勝チームが辞退した場合は、順次、順位の上位チームとする。

第７条　その他

１．試合設定時刻の 11 分前にプロトコール（コイントス・記録用紙へのサインを経てから公式練習へ）を行う。
２．競技規則に定めがないものは、6 人制競技規則によるものとする。
3. 応援に関しては、吹笛に支障を与える鳴り物は使用しないこと。

第 27 回青森県障害者スポーツ大会

ボッチャ競技実施要領（オープン競技）

１．開催期日

2019 年 9 月 14 日(土)

２．開催会場

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館　体育館（県立青森高等技術専門校と同敷地内）
〒030-0122　青森市野尻字今田 52-4　TEL：017-738-5033

３．服装

競技をするうえで支障のないものを着用し、上履きを用意する。ゼッケンは上衣の胸背部に付ける。車椅子使用者は、ゼッケンを胸部と車椅子のバックサポート外側に付ける。

４．競技方法

競技は青森県障害者スポーツ大会ボッチャ競技規則に定める各項及びそれ以外は、同年度の日本ボッチャ協会競技規則に準ずる。

（１）試合は１対１の個人戦を 2 エンド制で行い、2 エンドの総得点で勝敗を決める。
（２）試合形式はリーグ戦方式とする。
（３）各リーグ終了後に表彰式を行う。
（４）詳細については別紙「第 27 回青森県障害者スポーツ大会オープン競技　ボッチャ競技規則」を参照。

５．そ の 他

（１）開始式・表彰式とも競技会場で行う。
（２）健康・安全管理
　　大会参加にあたっては、事前に医師の診察を受けるなど、自己の責任において健康及び安全に十分留意すること。
　　なお、主催者においては応急処置を行う以外、一切責任を負わないものとする。
（３）選手控え場所は「食堂」もしくは「大研修室」に設ける。
（４）当日練習コートとして１コート設置する。

第27回青森県障害者スポーツ大会ボッチャ競技規則（オープン競技）

本競技は日本ボッチャ協会競技規則2017-2020v.1に準拠する。
また、青森県障害者スポーツ大会ボッチャ競技特別ルールを設ける。

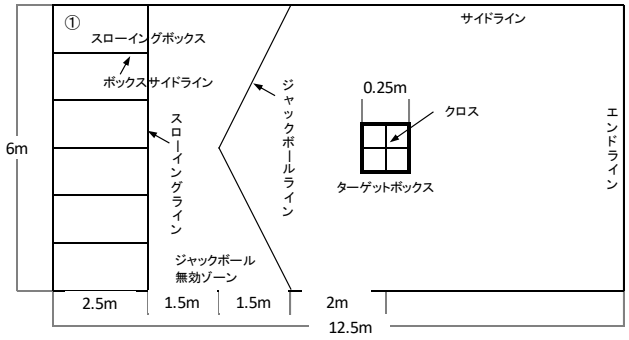

第１条　競技場

１-１　コート

コートは、右の右図による。

(1) コートの寸法は、原則として12.5m×6mである。

(2) ターゲットボックスの規程サイズ：長さ25cmである。

第３条　用具

３-１　ボッチャボール

(1) ボッチャボールは、赤色ボール6個、青色ボール6個、白色の目標球（以下：ジャックボールという）1個で構成される。

ボッチャボールの大きさの基準は以下の通りとなる。

重量：275g±12g

周長：270mm±8mm

(2) 大会では、個人所有のボッチャボールを使用しても構わない。

(3) 大会前にボール検査を大会主催者が実施する。ただし、基準を満たしていない場合は、競技には主催者が用意するボールを使用しなければならない。

３-２　投球補助具（ランプ）

(1) 投球補助具（以下：ランプという）は、選手が準備したものを使用する。ただし、主催者が用意するランプを使用することも出来る。

(2) ランプは、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒した時に、2.5m×1mのエリア内に収まるような寸法でなければならない。

(3) ランプは、ボールを投げることのできない座位の選手が、勾配を用いてボールをコートに送ることを目的としたものであり、加速や減速、狙いを定める機器をつけてはならない。

(4) ランプは、競技アシスタントを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球をする際にはボールに触れたり、押したりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのため投球に機械的な補助を設ける機器（スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等）をつけてはならない。

３-３　その他の用具

選手が競技を行う際に使用する用具は、あくまで自分の力で投球をするための器具である。そのためのグローブや棒などが大会の使用に適しているかどうかについては、器具を検査し、適正であることを大会主催者から了解されていること。

第４条　競技方法

４-１　試合形式

(1) ボッチャの試合は全て男女の区別なく行われる。

(2) 競技は1対1の個人戦を2エンドで行う。

(3) 1エンドずつの得点を積み上げていき、2エンドの総得点で勝敗を決める。

(4) 2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（各チームの代表によるファイナルショット制度）で勝敗を決める。※タイブレイクの詳細は解説第5節（14）を参照

(5) 試合は、リーグ戦方式で行う。各リーグは3チーム以上4チーム以内とする。

４-２　各チームの持ち時間

ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ6分とする。

4－3　順位決定

(1) 各リーグ内の順位は次の順番で決定する。

①勝敗

②直接対決

③得失点差

④総得点

(2) 上記①～④で決定しない場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で決定する。

4－4　タイブレイク

(1) コート中央のクロスにジャックボールを配置し、1 球ずつ投球してジャックボールにより近いボールを投球した方を勝者とする（ファイナルショット制度）。

(2) 投球順序は、タイブレイクエンド開始前にコイントスで決められ、早紀に投球するチームのジャックボールが使用される。ファイナルショットは、選手１名が個々のチームを代表して投球する。

第５条　違反行為

以下の行為については、違反行為として罰則を受ける。

(1) ラインを踏んだり、超えたりしながら投球する。

投球したボールは無効となり、アウトボールとなる。更に罰則としてエンド終了後、全てのボールをコートから取り除き、相手チームがボールの中から１球を選択し、ターゲットボックスに向かって投球することができる。ターゲットボックスの枠のラインにふれることなく内側に停止した場合、1 点加算される（ペナルティースロー）。

(2) 審判の指示がある前に投球する。または指示がない選手が投球する。

投球したボールは無効となり、アウトボールとなる。

(3) ランプを使用する選手のアシスタントが、試合継続中にコートを見たり、競技に介入したりする所作を審判が認めたとき。

投球場面では、投球したボールは無効となり、アウトボールとなる。また、罰則としてペナルティースローが与えられる。

第６条　コーチ、競技アシスタント

１．選手はコーチを１名配置することができる。

２．車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手１名につき１名の競技アシスタントを認める。

３．エンド中のコーチは、コート端に設定されたエリアに位置する。

４．コーチ及び競技アシスタントは、1エンド終了後、次のエンドを開始する準備としてボールを回収する。

５.エンド中にコート外選手､競技アシスタント及びコーチとの間でコミュニケーションをとってはならない。

６．コーチはタブレット端末やスマートフォンを記録として使用するのであれば許可される。

７．競技アシスタントは移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。競技アシスタントが選手の意思を離れて競技に介入していると審判及び大会主催者が判断する場合、反則行為として罰則を受ける。

８．競技アシスタントの役割は以下の通りである。

・選手の指示に従って、選手の椅子の位置を調整したり、固定したりする。

・選手の指示に従って、選手の位置

を調整する。

・選手の指示に従って、ボールを丸めたり、選手に手渡したりする。

・選手の指示に従って、ランプの位置を調整する。

・審判の指示に従って、１エンド終了後にボールを回収する。

９．競技アシスタントは投球動作に入った選手に対して、直接的、物理的な接触は認められず、また車いすやポインターを押したり、調整したりすることによる投球の助力も行ってはならない。

第７条　抗議

選手が試合の結果に対して不服とする場合は、試合終了後の承諾サインを書かずに終える権利を有する。その場合､試合中のどの場面において不服であったのかを審判に具体的に説明しスコアシートに記述してもらう。当該試合の審判員と審判長、大会主催者と競技し、妥当と判断された場合は再試合の措置をとる。